

実務対応報告公開草案第37号

「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い(案)」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・実務対応報告公開草案第37号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い(案)」(平成23年12月22日公表)

2. コメント募集期間

平成23年12月22日～平成24年1月11日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」(平成 年 月 日公表)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL07	あらた監査法人 アカウンティング・サポート部

[個人(敬称略)]

	名前・所属等(記載のあるもののみ)	
CL01	今井 幸彦	公認会計士
CL02	中野 伸也	公認会計士
CL03	関 次元	日本電産サンキョー(株)経理部経理課長
CL04	大久保 弘二	
CL05	中村 匡利	
CL06	畑中 孝介	税理士
CL08	辻井 泰弘	公認会計士

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
 また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
適用税率		
1) 適用税率の簡素化	<p>実務上の煩雑さに配慮し、当第3四半期の決算は、現行税率(東京都の場合40.69%)と一律に復興特別法人税を含まない税率(東京都の場合35.64%)の2区分とすべき。</p>	
	<p>これまでスケジューリングを行わなかったすべての企業にスケジューリングを求めるものであり、また、実務上企業に過度の負担を強いることになるなどから、「一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合に限り」という限定を外して、「単純平均税率、各事業年度の一時差異解消額による加重平均税率などの合理的な単一の税率で計算することも、著しい差異がないならば(又は特に弊害がない限り)これを認め、その場合は、その旨と算定方法を注記する」とすべき。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
2) 最初の四半期以降の決算でも Q3 の取扱いを認めるべき	<p>「復興財源確保法」については、3 事業年度の時限措置であり、通常の事業年度において「支払又は回収が行われると見込まれる期に対応した改正後の税率」が今回のように複数になるようなケースがあまり考えにくく、イレギュラーなケースに対し、原則的な手法のみで実務対応及びシステム対応等を行うことは企業の負担増が多大である。また、多くの企業においては加重平均した税率も、年度ごとに計算した結果も大きな差異が出ないのではないかとと思われる。このため、本実務対応報告の Q3 は、公布日を含む四半期会計期間のみならず、その後の四半期会計期間及び年度決算においても原則的な方法のみならず簡便的な取扱いも認容されるべきである。</p>	
3) 四半期特有の会計処理	<p>本公開草案では、税率変更後の見積実効税率計算式の分子について、予想年間法人税等調整額は「繰延税金資産及び繰延税金負債の増減を見積ることにより計算される、年間ベースの法人税等調整額の予想額である。」としているが、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第 20 項の「一時差異の予想年間増減額に当事業年度における納付税額の計算に適用される税率(法定実効税率)を乗じて計算した税額及び当事業年度末に存在すると予想される一時差異に係る税率変更の影響額との合計額」と同様の表現を用いてはどうか。</p> <p>(理由)本公開草案の記述によると、当期に発生した将来減算一時差異に係る繰延税金資産のうち回収可能性のないものや、さらには当期首における繰延税金資産のうち当期において回収可能性が減少したものを見積実効税率の計算に必ず反映させるかのようにも解釈できるため。</p>	
税務上の繰越欠損金		
4) 課税所得の見積期間	<p>税制改正により、控除限度額が繰越控除前の所得金額の 80% に制限されることに合わせて、これまで計上できた繰延税金資産を取り崩す設例は、5 年目を超えても、課税所得が継続して見込まれる場合には、実態と合わなくなると考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
その他		
5) 適用税率は公布日ではなく法案成立時点とすべき	実態として、また、法案成立時点で施行されることが確定していることから、税効果に適用される税率は、公布時点ではなく、法案が成立した時点とすべきではないか。	
6) スケジューリング	監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)5. 将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針、にある合理的な見積可能期間(おおむね5年)内の課税所得は、残りの第4四半期会計期間の3か月を1年として考えるのか。仮に、四半期会計期間の3か月をスケジューリングするのであれば、年度末までに減算になる一時差異は、40.69%になると考えるがどうか。	

以上